

## 神奈川県立相原高等学校の施設開放について

相原高等学校では、学校運営に支障の無い範囲で、学校施設を地域住民等の身近な活動の場として開放しています。

### 1 ご利用いただける施設

| 利用施設   | 利用設備    | 利用日    | 利用時間       |
|--------|---------|--------|------------|
| テニスコート | 支柱、ネット  | 土・日・祝日 | 9:00～17:00 |
| グラウンド  | サッカーゴール | 土・日・祝日 | 9:00～17:00 |
| 付属施設   | トイレ、洗面所 |        |            |

※ 12月から2月までの間はテニスコート及びグラウンドに霜が降りるので、管理上の観点から開放を行っておりません。

### 2 利用のしかた

#### (1) 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用

イ 営利を目的とした利用

ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用

エ 申込内容に反する利用

オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

#### (2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から15日までの間に、施設利用申込書(様式1)により事務室に申し込んでください。他の利用者等との調整後、利用可能であれば、施設利用承認書を交付します。

また、当年度初めて利用申込をするときには、別紙「利用者名簿」  
(任意様式可)も一緒に提出してください。

- ※ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- ※ 承認書を交付した後も、天候や家畜動物伝染病対策等、やむを得ない事由により、施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に、傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

### 4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 県立学校は全面禁煙です。
- イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- ウ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、利用者の中から指定されている利用責任者の確認を得てください。また、必ず施設利用日誌を事務室に提出してください。
- エ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって、利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- オ 利用中は門扉を閉めてください。
- カ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合や、その他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。
- キ 自動体外式除細動器（AED）は 本館棟1階事務室前に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には、必ず設置場所を確認い

たゞきますようお願いします。

ク 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。

ケ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

コ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

## 5 問い合わせ先

相原高等学校 事務室 電話 042-760-6131 FAX 042-760-6140